

監査公表第 753 号

工事監査（定期監査）の結果を受けて講じた措置について、地方自治法第 199 条第 12 項前段の規定により京都市長から通知がありましたので、同項後段の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成 30 年 12 月 27 日

京都市監査委員	繁	隆	夫	
同	天	方	浩	之
同	鶴	谷	隆	
同	光	田	周	史

1 平成 29 年度工事監査（定期監査）（平成 30 年 3 月 29 日監査公表第 745 号）

（都市計画局－1）

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>共通費の積算における有価物の取扱いについて、直接工事費及び純工事費で計上すべきところ、発生材処分費に計上していた。</p> <p>共通費については、積算基準等に従い、適正な積算を行われたい。</p> <p>【整理番号 2, 4, 10（すまいまちづくり課(工事担当課：公共建築部公共建築建設課)） 8（すまいまちづくり課(工事担当課：公共建築部公共建築整備課)）】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>(公共建築建設課)</p> <p>公共建築建設課補職者会議（平成 30 年 6 月 7 日実施）において、積算業務に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員に周知徹底した。</p> <p>また、各係長から各係の職員に対しても、係会議等において指摘事項を周知徹底した。</p> <p>積算業務では、平成 29 年度から共通費の仕分を内訳書に明示し、確認することにより、錯誤の防止を図っている。</p> <p>また、共通費の確認を行うためのチェックシートに分割設定の項目の追加等を行い、見直すことにより適正な積算業務の徹底を図っている。</p> <p>(公共建築整備課)</p> <p>公共建築整備課補職者会議（平成 30 年 5 月 31 日実施）において、積算業務に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。</p>

積算業務では、平成 29 年度から共通費の仕分を内訳書に明示し、確認することにより、錯誤の防止を図っている。

また、共通費の確認を行うためのチェックシートに分割設定の項目の追加等を行い、見直すことにより適正な積算業務の徹底を図っている。

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 30 年 6 月 26 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務の執行について、改めて周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 建設工事保険について</p> <p>特記仕様書に記載のある建設工事保険に加入している書類が確認できなかった。</p> <p>受注者の建設工事保険等への加入義務の履行について、監督職員による確認を適正に行われたい。</p> <p>【整理番号 10 (すまいまちづくり課 (工事担当課：公共建築部公共建築建設課))] (注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 30 年 6 月 7 日実施）において、建設工事保険に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員に周知徹底した。</p> <p>また、各係長から各系の職員に対しても、係会議等において指摘事項を周知徹底した。</p> <p>今後は、受注者の建設工事保険等への加入義務の履行について、本市監督員による確認の徹底を図る。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 30 年 6 月 26 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>a 労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」及び「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」によると「移動式クレーンに係る作業を行うときは、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所に労働者を立ち入らせてはならない。」と定められているが、クレーンを使用時に作業員が吊り荷の落下の危険範囲内で、直接自らの手により吊り荷の誘導作業を行っていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号 6 (すまいまちづくり課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>平成30年5月22日に開催した再発防止研修会において、工事担当課長から担当職員に対して、監査の指摘事項の周知徹底を行うとともに、移動式クレーンにおける吊り荷作業の安全管理の徹底及び設計図書作成時から施工管理に至るまでの安全管理について研修を行った。</p> <p>また、今後、請負業者に対しても、監査の指摘事項の周知徹底を行うとともに、安全対策の徹底を指導することとした。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成30年6月26日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月14日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p> b 外部足場の設置において、特記仕様書に記載のある「建設工事公衆災害対策防止要綱」による防護柵が必要な箇所に設置されていなかった。</p> <p> 工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p> 【整理番号 5, 7 (すまいまちづくり課 (工事担当課：公共建築部公共建築建設課))】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成 30 年 6 月 7 日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員に周知徹底した。</p> <p>また、各係長から各系の職員に対しても、係会議等において指摘事項を周知徹底した。</p> <p>今後発注予定の工事においては、防護柵の設置が必要な箇所を図面に特記し、本市監督員から工事請負者に対して、指導を徹底する。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 30 年 6 月 26 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p> c 作業員は、労働安全衛生法等により安全帽を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帽を着用していなかった。</p> <p> 工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p> 【整理番号８（すまいまちづくり課（工事担当課：公共建築部公共建築建設課））】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議（平成30年6月7日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員に周知徹底した。</p> <p>また、各係長から各係の職員に対しても、係会議等において指摘事項を周知徹底した。</p> <p>現在施工中及び今後発注予定の各工事現場においては、安全管理に関する法的基準の周知文を作成し、本市監督員から工事請負者に対して、指導を徹底する。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成30年6月26日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月14日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

別表 1 工事（都市計画局）

注1 契約日は、平成29年9月30日現在までのものである。

注2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を、「随契」は随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設 計	当初設計金額	当 初 契 約 日	着 工 日	契 約 方 法	工 種	担 当 部 課 等
			最終変更金額		↓			
		請 負	当初請負金額		当 初 工 期			
			最終変更金額		最 終 変 更 工 期			
		単 位 (千 円)						
2	京都市醍醐南市営住宅整備工事 ただし、10棟ほか2棟エレベーター棟増築及び耐震改修電気設備工事		44,830	28.1.29	28.2.29	一般	設備	すまいまちづくり課
			46,958		↓			
			44,593		29.3.28			
			46,708					
4	京都市鈴塚市営住宅整備工事 ただし、2号棟ほか2棟耐震改修その他工事		208,116	27.12.11	28.2.15	一般	建築	すまいまちづくり課
			211,971		↓			
			193,556		29.2.14			
			197,142					
5	京都市鈴塚市営住宅整備工事 ただし、2号棟ほか2棟外壁その他改修工事		61,581	27.12.11	28.2.15	一般	建築	すまいまちづくり課
			81,842		↓			
			57,273		29.2.14			
			76,116					
6	京都市崇仁北部地区児童遊園整備工事		53,914	28.10.19	28.10.20	一般	土木	すまいまちづくり課
			59,346		↓			
			50,134		29.3.15			
			55,184		29.4.28			
7	楽只11・12棟外壁工事		56,376	28.6.3	28.6.4	一般	建築	すまいまちづくり課
			56,376		↓			
			51,055		29.5.31			
			51,055					
8	楽只11・12棟耐震改修工事		739,044	28.6.3	28.6.4	一般	建築	すまいまちづくり課
			739,044		↓			
			669,304		29.5.31			
			669,304					
10	楽只新5棟(仮称)新築工事用地解体撤去工事		22,345	28.12.27	28.12.28	一般	建築	すまいまちづくり課
			23,846		↓			
			21,168		29.6.30			
			22,589					

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>a 共通費の積算における有価物の取扱いについて、直接工事費及び純工事費で計上すべきところ、発生材処分費に計上していた。</p> <p>共通費については、積算基準等に従い、適正な積算を行われたい。</p> <p>【整理番号 6 (みどり政策推進室※ (工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課))] (注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

※ 平成 30 年度の組織改正により、当該案件の担当がみどり政策推進室から南部みどり管理事務所へ移った。

講 じ た 措 置
<p>公共建築建設課補職者会議 (平成 30 年 6 月 7 日実施) において、積算業務に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員に周知徹底した。</p> <p>また、同日に、各係長から各係の課内職員に対しても、係会議等において指摘事項を周知徹底した。</p> <p>積算業務では、平成 29 年度から共通費の仕分を内訳書に明示し、確認することにより、錯誤の防止を図っている。</p> <p>また、共通費の確認を行うためのチェックシートに分割設定の項目の追加等を行い、見直すことにより適正な積算業務の徹底を図っている。</p> <p>加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 30 年 6 月 26 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 積算について</p> <p> b 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の対象外となる「機器単体費」を、これらの対象として積算していた。</p> <p> 共通仮設費等については、積算基準等に従い、適正な積算を行われたい。</p> <p> 【整理番号 9 (みどり政策推進室※)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

※ 平成 30 年度の組織改正により、当該案件の担当がみどり政策推進室から南部みどり管理事務所へ移った。

講 じ た 措 置
<p>南部みどり管理事務所では、平成 30 年 5 月 24 日に開催した技術系の会議において、所長から係長及び係員に対して、「機器単体費」の積算を適正に行うため、公園工事の電気設備において「機器単体費」に該当するものを再度確認し、設計書の照査においても、複数人でチェックを行い適正な積算を行うよう指導した。</p> <p>建設局の取組として、指摘事項等について平成 30 年 3 月 30 日付けで局内の全所属宛に通知するとともに、庁内向けホームページにも掲載し、今後同様の指摘がないよう周知徹底を図った。</p> <p>また、同年 7 月 2 日に開催した建設局全体研修において、指摘事項について説明し、今後同様の指摘がないよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>c 共通仮設費，現場管理費及び一般管理費が含まれる振動調査，土壌分析等の調査業務費及び六価クロム溶出試験，土質試験費等の試験業務費の管理費区分が共通仮設費等の対象となっていた。</p> <p>共通仮設費等の積算に際しては，適切な管理費区分の設定を行われない。</p> <p>【整理番号 105, 106, 107 (河川整備課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は，別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>指摘の内容について，平成30年4月6日に所属長から課内の職員に対して説明し，今後，同様の積算誤りがないよう積算の際には適切な管理費区分に留意するよう指導した。また，設計照査時には積算システムから入力データリストを出力し，担当者と照査担当において管理費区分の設定についてもダブルチェックする体制を徹底することとした。</p> <p>建設局の取組として，指摘事項等について平成30年3月30日付けで局内の全所属宛に通知するとともに，庁内向けホームページにも掲載し，今後同様の指摘がないよう周知徹底を図った。</p> <p>また，同年7月2日に開催した建設局全体研修において，指摘事項について説明し，今後同様の指摘がないよう指導した。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 随意契約ガイドラインについて</p> <p>「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」によると、随意契約であっても価格交渉を行い、契約の決定において、交渉経過の記録を添付することとされているが、交渉記録が残されていないため、価格交渉を行ったことが確認できなかった。</p> <p>随意契約に当たっては、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」に従い、適正に事務処理を行われたい。</p> <p>【整理番号 6 (みどり政策推進室※ (工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課))] (注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

※ 平成30年度の組織改正により、当該案件の担当がみどり政策推進室から南部みどり管理事務所へ移った。また、当該工事は、建設局から都市計画局へ工事依頼しているが、契約事務は建設局で実施したため、建設局で措置を行った。

講 じ た 措 置
<p>南部みどり管理事務所では、平成30年5月24日に開催した技術系の会議において、所長から係長及び係員に対して、随意契約に係る事務処理については、「京都市工事の請負に係る随意契約ガイドライン」の内容及び随意契約の事務処理の流れや必要な書類を再度確認し、適正な事務処理を行うよう指導した。</p> <p>建設局の取組として、指摘事項等について平成30年3月30日付けで局内の全所属宛に通知するとともに、庁内向けホームページにも掲載し、今後同様の指摘がないよう周知徹底を図った。</p> <p>また、同年7月2日に開催した建設局全体研修において、指摘事項について説明し、今後同様の指摘がないよう指導した。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(ウ) 安全管理について

- a 労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」及び「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」によると「移動式クレーンに係る作業を行うときは、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所に労働者を立ち入らせてはならない。」と定められているが、クレーンを使用時に作業員が吊り荷の落下の危険範囲内で、直接自らの手により吊り荷の誘導作業を行っていた。

工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。

【整理番号 2（自転車政策推進室（工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築整備課））13（みどり政策推進室）103（橋りょう健全推進課）105, 108, 110（河川整備課）】^(注)

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置

<都市計画局>

公共建築整備課補職者会議（平成 30 年 5 月 31 日実施）において、工事監理に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員で確認するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。

現在施工中及び今後発注予定の各工事現場においては、安全管理に関する法的基準の周知文を作成し、本市監督員から工事請負者に対して、指導を徹底する。

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成 30 年 6 月 26 日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年 9 月 14 日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

<建設局>

みどり政策推進室においては、監査の指摘を受け、みどり政策推進室補職者会（平成30年4月3日実施）において、クレーン使用時の安全管理について、課長級及び係長級職員で「クレーン等安全規則」及び「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」の内容を確認するとともに、各係会議において、全職員に指導した。また、工事請負者へ安全指導を行う際は、各種安全基準を提示し、これまで以上に安全対策の徹底が図られるよう指導を行った。

橋りょう健全推進課においては、平成30年4月10日に開催した補職者会において、課長が玉掛けのリスクアセスメントに関する資料を用いた研修を行い、玉掛けに関する安全性確保の重要性について指導した。その後、補職者から各係の担当者に対して、同資料によって指導した。また、今年度新規発注工事請負業者に対しても、監督職員が同資料による指導を徹底している。

河川整備課においては、平成30年4月6日に所属長から関係職員に対し指導した。

また、クレーン作業を含む工事については、着工前打合せ時に「作業員の生命や身体を守るため、吊り荷の直下や吊り荷の落下による危険のある場所に作業員を立ち入らせてはならない。」旨を受注者にも指導するよう徹底した。

建設局の取組として、指摘事項等について平成30年3月30日付けで局内の全所属宛に通知するとともに、庁内向けホームページにも掲載し、今後同様の指摘がないよう周知徹底を図った。

また、同年7月2日に開催した建設局全体研修において、指摘事項について説明し、今後同様の指摘がないよう指導した。

指 摘 事 項

ア 工事

(ウ) 安全管理について

- b 建設工事公衆災害防止対策要綱によると「掘削の深さが1.5メートルを超える場合には、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、原則として、土留工を施すものとする。」と定められているが、背丈を超える掘削孔の中で作業員が作業を行っており、土留工等が行われていなかった。また、掘削縁部直上で重機による作業をしており、地山崩壊による重機の転倒防止等の安全対策も行われていなかった。

工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。

【整理番号 6 (みどり政策推進室 (工事担当課 : 都市計画局公共建築部 公共建築建設課))] (注)

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置

公共建築建設課補職者会議 (平成30年6月7日実施) において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員に周知徹底した。

また、各係長から各係の職員に対しても、係会議において指摘事項を周知徹底した。

現在施工中及び今後発注予定の各工事現場においては、安全管理に関する法的基準の周知文を作成し、本市監督職員から工事請負者に対して、指導を徹底する。

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成30年6月26日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月14日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p> c 作業員は、労働安全衛生法等により安全帽を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帽を着用していなかった。</p> <p> 工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p> 【整理番号 19 (南部みどり管理事務所)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>南部みどり管理事務所では、平成 30 年 5 月 24 日に開催した技術系の会議において、所長から係長及び係員に対して、次の事項について指導した。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 監督員は、工事着手時における労働安全衛生法等の遵守の指導、及び工事中の安全パトロールにおける的確な指導を行うこと。・ 総括監督員は、上記事項が確実に実行されていることを確認することにより、安全管理を徹底すること。 <p>建設局の取組として、指摘事項等について平成 30 年 3 月 30 日付けで局内の全所属宛に通知するとともに、庁内向けホームページにも掲載し、今後同様の指摘がないよう周知徹底を図った。</p> <p>また、同年 7 月 2 日に開催した建設局全体研修において、指摘事項について説明し、今後同様の指摘がないよう指導した。</p>

指 摘 事 項

ア 工事

(ウ) 安全管理について

d 高所作業時において、作業員は、労働安全衛生法等により安全帯を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帯を着用していなかった。

工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。

【整理番号 10（みどり政策推進室（工事担当課：都市計画局公共建築部公共建築建設課））19, 23（南部みどり管理事務所）】^(注)

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置

<都市計画局>

公共建築建設課補職者会議（平成30年6月7日実施）において、工事現場における安全管理に関する指摘事項について、課長級職員及び係長級職員で周知徹底した。

また、同日に、各係長から各係の課内職員に対しても、係会議等において指摘事項を周知徹底した。

現在施工中及び今後発注予定の各工事現場においては、安全管理に関する法的基準の周知文を作成し、本市監督職員から工事請負者に対して、指導を徹底する。

加えて、都市計画局として、同様の誤りを生じさせないように、平成30年6月26日に、局内の工事を所管する各所属に対し、指摘事項を通知し周知するとともに、同年9月14日には、局内の職員に対して、監査に関する研修を実施し、適切な業務執行について、改めて周知徹底を図った。

<建設局>

南部みどり管理事務所においては、平成30年5月24日に開催した技術系の会議において、所長から係長及び係員に対して、次の事項について指導した。

- ・ 監督員は，工事着手時における労働安全衛生法等の遵守の指導，及び工事
中の安全パトロールにおける的確な指導を行うこと。
- ・ 総括監督員は，上記事項が確実に実行されていることを確認することによ
り，安全管理を徹底すること。

建設局の取組として，指摘事項等について平成 30 年 3 月 30 日付けで局内の
全所属宛に通知するとともに，庁内向けホームページにも掲載し，今後同様の
指摘がないよう周知徹底を図った。

また，同年 7 月 2 日に開催した建設局全体研修において，指摘事項について
説明し，今後同様の指摘がないよう指導した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 安全管理について</p> <p>e 高所作業時において、労働安全衛生法等により転落防止柵の設置や安全帯の着用等の安全対策を行う必要があるが、こうした安全対策が行われていなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号 105, 107 (河川整備課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>河川整備課において、平成 30 年 4 月 6 日に所属長から関係職員に対し指摘事項について指導を行った。</p> <p>また、高所作業時における安全対策の啓発を促すとともに、朝礼や危険予知活動の重要性を施工業者に伝え、安全管理に対する意識を向上させるように受注者にも指導するよう徹底した。</p> <p>建設局の取組として、指摘事項等について平成 30 年 3 月 30 日付けで局内の全所属宛に通知するとともに、庁内向けホームページにも掲載し、今後同様の指摘がないよう周知徹底を図った。</p> <p>また、同年 7 月 2 日に開催した建設局全体研修において、指摘事項について説明し、今後同様の指摘がないよう指導した。</p>

指 摘 事 項

イ 維持管理業務委託

(ア) 安全管理について

歩道上での業務履行に際し、仮設通路や交通誘導警備員が配置されておらず、歩行者や自転車に配慮した安全対策が充分でなかった。

業務履行に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。

【整理番号 36 (みどり政策推進室)】^(注)

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置

みどり政策推進室では、監査の質問調査を受け、請負業者に対して担当監督員から口頭で指導し、適切な管理業務の徹底に努めた。

また、監査の指摘を受け、室補職者会（平成30年4月3日実施）において、所属長から監査結果の指摘事項の内容を説明するとともに、各係会議において、全職員に周知徹底した。

また今後、幅員が狭い歩道では、歩行者や自転車の安全な通行に配慮して作業するように請負業者を指導するとともに、日々の現場管理や安全パトロール等における現場での指導も徹底することとした。

さらに、平成30年4月11日開催した街路樹等育成管理の「現場代理人会議」において、指摘事項を議題として取り上げ、請負業者に周知徹底を図るとともに、再発防止を図るよう改めて指導した。

建設局の取組として、指摘事項等について平成30年3月30日付けで局内の全所属宛に通知するとともに、庁内向けホームページにも掲載し、今後同様の指摘がないよう周知徹底を図った。

また、同年7月2日に開催した建設局全体研修において、指摘事項について説明し、今後同様の指摘がないよう指導した。

別表 1 工事（建設局）その 1

注 1 契約日は、平成29年3月31日現在までのものである。

注 2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を、「随契」は随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設 計	当初設計金額	当 初 契 約 日	着 工 日	契 約 方 法	工 種	担 当 部 課 等	
			最終変更金額		↓				
		請 負	当初請負金額		当 初 工 期				
			最終変更金額		最 終 変 更 工 期				
		単 位 (千 円)							
2	京都市松ヶ崎駅自転車駐 車場ほか16箇所 整備工事 ただし、 駐輪場管制設備改 修工事		374,760	28.11.10	28.11.11	一般	設備	自転車政策推進室	
					↓				
			362,730		29.3.15				
6	京都市西新屋敷公 園便所棟新築工事 ただし、建築工事		16,535	28.11.30	28.12.1	随契	建築	みどり政策推進室	
			17,540		↓				
			16,535		29.3.31				
			17,540		29.4.28				
9	和泉ポンプ場公園 (仮称)整備工事(そ の1)		31,936	28.8.8	28.8.9	一般	土木	みどり政策推進室	
			33,858		↓				
			30,174		29.3.15				
			31,990		29.4.28				
10	京都市和泉ポンプ場 公園(仮称)便所棟 新築工事 ただし、建築工事		11,610	28.9.29	28.9.30	一般	建築	みどり政策推進室	
			11,675		↓				
			11,610		29.2.28				
			11,675		29.3.7				
13	道路の森づくり街路 樹植栽(その1)工事		58,028	28.9.26	28.12.6	一般	土木	みどり政策推進室	
			58,255		↓				
			53,946		29.3.15				
			54,156						
19	中ノ坪公園他便所整 備工事		2,613	28.3.24	28.3.25	随契	建築	南部みどり管理事 務所	
					↓				
			2,437		28.7.2				
23	泉玉公園他便所整 備工事		3,024	28.12.20	28.12.21	一般	建築	南部みどり管理事 務所	
			3,337		↓				
			2,749		29.3.15				
			3,033						

別表 3 維持管理業務委託 (建設局) その1

注1 契約日は、平成29年3月31日現在までのものである。

注2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を、「随契」は随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	委 託 名	設計	当初設計金額	契約 方法	履行期間	担当部課等
			最終変更金額		履行の開始日	
		契約	当初契約金額		↓	
			最終変更金額		当初期限	
			単位(千円)		最終変更期限	
36	街路樹等育成管理(3)業務委託		39,301	一般	28.4.1	みどり政策推進室
			40,954		↓	
			38,016		29.3.31	
			39,613			

別表 4 工事（建設局）その 2

注 1 契約日は、平成29年9月30日現在までのものである。

注 2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を、「随契」は随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設 計	当 初 契 約 日	着 工 日 ↓ 当 初 工 期 最 終 変 更 工 期	契 約 方 法	工 種	担 当 部 課 等
		当初設計金額					
		最終変更金額					
		請 負					
当初請負金額							
最終変更金額							
単位(千円)							
103	平成25年災第163号 橋梁災害復旧(鳴瀧 橋)工事	202,482	26.8.14	26.8.15	一般	土木	橋りょう健全推進課
		211,101		↓			
		184,032		28.3.15			
		187,269		28.7.15			
105	西羽東師川護岸改 修(その5)工事	370,030	27.9.18	27.9.19	一般	土木	河川整備課
		394,039		↓			
		348,840		28.9.30			
		371,471					
106	高瀬川改修工事	60,037	28.9.8	28.9.9	一般	土木	河川整備課
		63,709		↓			
		53,407		29.3.15			
		56,673		29.4.28			
107	都市基盤河川改修 事業 新川改修工事	269,034	27.9.30	27.10.1	一般	土木	河川整備課
		286,011		↓			
		239,867		28.3.31			
		255,000		29.3.31			
108	西羽東師排水機場 維持補修(除塵機部 品取替えほか)工事	86,410	28.9.5	28.9.6	随契	設備	河川整備課
				↓			
		86,184		29.3.15			
110	淀排水機場維持補 修(堤外ゲート整備 ほか)工事	22,116	29.1.6	29.1.7	随契	設備	河川整備課
		22,483		↓			
		20,196		29.3.15			
		20,530		29.6.31			

指 摘 事 項

ア 工事

(ア) 安全管理について

労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」及び「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」によると「移動式クレーンに係る作業を行うときは、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所に労働者を立ち入らせてはならない。」と定められているが、クレーンを使用時に作業員が吊り荷の落下の危険範囲内で、直接自らの手により吊り荷の誘導作業を行っていた。

工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。

【整理番号 1（施設課）】^(注)

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置

耐震性貯水槽新設工事について、平成 28 年度以前は同工事の設計、積算及び施工監理（以下「施工監理等」という。）を消防局で実施していたが、局内に技術職員を配置していないため、十分な安全管理の指導ができていなかったところ、平成 29 年度以降は施工監理等を技術職員を配置している部署に依頼し実施することにより、再発防止を図ることとした。

別表 1 工事（消防局）

注1 契約日は，平成29年9月30日現在までのものである。

注2 契約方法欄の「一般」は，一般競争入札を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設 計	当初設計金額	当初 契約日	着工日	契約 方法	工種	担当部課等
			最終変更金額		↓			
		請 負	当初請負金額		当初工期			
			最終変更金額		最終変更工期			
		単位(千円)						
1	耐震性貯水槽新設 工事(40立方メー トル型)		12,387	28.8.23	28.8.24	一般	土木	施設課
			12,765		↓			
			10,845		28.10.31			
			11,175					

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>共通費の積算における有価物の取扱いについて、直接工事費及び純工事費で計上すべきところ、発生材処分費に計上していた。</p> <p>共通費については、積算基準等に従、適正な積算を行われたい。</p> <p>【整理番号 18 (技術監理課) 19 (電気課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>上記について、監査の質問調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 8 月 24 日に、所属内会議で担当職員に対し当該内容を周知するとともに適正な積算について指示を行った。</p> <p>また、監査の指摘を受け、交通局として、平成 30 年 4 月 2 日に工事の設計・積算を担当する全職員に指摘事項を文書にて周知した。</p> <p>さらに、同年 5 月 30 日及び 31 日に工事を担当する全職員を対象に監査に関する研修を実施し、改めて、指摘事項の内容と適切な業務の執行について周知・徹底を図った。</p> <p>加えて、再発防止に万全を期すため、新たに設計・積算事項のチェックシートを作成し、同年 6 月 1 日から当該シートを用いた複数のチェックによる運用に改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>a 消防検査の中間検査及び墨だし位置確認において、監督員及び工事関係者等が安全帽を着用していなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号 4 (技術監理課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>上記について、監査の質問調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 8 月 24 日に、所属内会議で担当職員に対し当該内容を周知するとともに安全帽の着用を徹底するよう指示を行った。また、契約中の工事の請負者に対しても、安全帽の着用を徹底するよう指導した。</p> <p>また、監査の指摘を受け、交通局として、平成 30 年 4 月 2 日に工事を担当する全職員に指摘事項を文書にて周知した。</p> <p>さらに、同年 5 月 30 日及び 31 日に工事を担当する全職員を対象に監査に関する研修を実施し、改めて、指摘事項の内容と適切な業務執行について周知・徹底を図った。</p> <p>加えて、再発防止に万全を期すため、新たに工事監督事項（安全管理含む）のチェックシートを作成し、同年 6 月 1 日から当該シートを用いた複数のチェックによる運用に改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p> b 屋根塗装作業において、作業員が安全帯を着用していなかった。</p> <p> 工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p> 【整理番号 13 (技術監理課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>上記について、監査の質問調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 8 月 24 日に、所属内会議で担当職員に対し当該内容を周知するとともに、安全帯の着用を徹底するよう指示を行った。また、契約中の工事の請負者に対しても、安全帯の着用を徹底するよう指導を行った。</p> <p>また、監査の指摘を受け、交通局として、平成 30 年 4 月 2 日に工事を担当する全職員に指摘事項を文書にて周知した。</p> <p>さらに、同年 5 月 30 日及び 31 日に工事を担当する全職員を対象に監査に関する研修を実施し、改めて、指摘事項の内容と適切な業務執行について周知・徹底を図った。</p> <p>加えて、再発防止に万全を期すため、新たに工事監督事項（安全管理含む）のチェックシートを作成し、同年 6 月 1 日から当該シートを用いた複数のチェックによる運用に改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p> c 労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」及び「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」によると「移動式クレーンに係る作業を行うときは、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所に労働者を立ち入らせてはならない。」と定められているが、クレーンを使用時に作業員が吊り荷の落下の危険範囲内で、直接自らの手により吊り荷の誘導作業を行っていた。</p> <p> 工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p> 【整理番号 17（技術監理課）】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>上記について、監査の質問調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 8 月 24 日に、所属内会議で担当職員に対し当該内容を周知するとともに、契約中の工事請負者に対し、吊り荷の落下の危険範囲内に入らないよう指導を行った。</p> <p> また、監査の指摘を受け、交通局として、平成 30 年 4 月 2 日に工事を担当する全職員に指摘事項を文書にて周知した。</p> <p> さらに、同年 5 月 30 日及び 31 日に工事を担当する全職員を対象に監査に関する研修を実施し、改めて、指摘事項の内容と適切な業務執行について周知・徹底を図った。</p> <p> 加えて、再発防止に万全を期すため、新たに工事監督事項（安全管理含む）のチェックシートを作成し、同年 6 月 1 日から当該シートを用いた複数のチェックによる運用に改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 安全管理について</p> <p>d 特記仕様書において、外部足場の枠組足場は、手すり先行方式（先行専用足場型）を採用すべき旨の記載があったが、同方式による足場の施工が行われていなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号5（技術監理課）】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>上記について、監査の質問調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないように、平成29年8月24日に、所属内会議で担当職員に対し当該内容を周知するとともに、契約中の工事の請負者に対し、仕様書に則した適切な足場を施行するよう指導を行った。</p> <p>また、監査の指摘を受け、交通局として、平成30年4月2日に工事を担当する全職員に指摘事項を文書にて周知した。</p> <p>さらに、同年5月30日及び31日に工事を担当する全職員を対象に監査に関する研修を実施し、改めて、指摘事項の内容と適切な業務執行について周知・徹底を図った。</p> <p>加えて、再発防止に万全を期すため、新たに工事監督事項（安全管理含む）のチェックシートを作成し、同年6月1日から当該シートを用いた複数のチェックによる運用に改めた。</p>

指 摘 事 項
<p>イ 設計業務委託</p> <p>(ア) 再委託について</p> <p>一部再委託通知書において、再委託の内容は主たる部分の業務となり、承諾を受けるべき内容であったが、手続が行われていなかった。</p> <p>再委託に当っては、当該再委託の内容を適切に確認し、適正に事務手続を行われたい。</p> <p>【整理番号 22 (技術監理課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>上記について、監査の質問調査を受け、今後同様の誤りを生じさせないように、平成 29 年 8 月 24 日に、所属内会議で担当職員に対し、主たる部分の再委託については承諾事項であることを周知した。</p> <p>また、監査の指摘を受け、交通局として、平成 30 年 4 月 2 日に工事を担当する全職員に指摘事項を文書にて周知した。</p> <p>さらに、同年 5 月 30 日及び 31 日に工事を担当する全職員を対象に監査に関する研修を実施し、改めて、指摘事項の内容と適切な業務執行について周知・徹底を図った。</p> <p>加えて、再発防止に万全を期すため、新たに設計業務委託のチェックシートを作成し、同年 6 月 1 日から当該シートを用いた複数のチェックによる運用に改めた。</p>

別表 1 工事 (交通局)

注 1 契約日は、平成29年3月31日現在までのものである。

注 2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を、「随契」は随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設計	当初設計金額	当初 契約日	着工日	契約 方法	工種	担当部課
		請負	最終変更金額		↓			
			当初請負金額		当初工期			
			最終変更金額		最終変更工期			
単位(千円)								
4	京都駅コンコース改修工事(その3)(建築)		284,148	28.5.16	28.5.17	随契	建築	技術監理課
			299,062		↓			
			284,040		29.3.31			
			298,948					
5	四条駅換気塔ビルリニューアル工事(建築)		145,800	28.6.24	28.6.25	一般	建築	技術監理課
			169,808		↓			
			138,888		29.2.28			
			161,758		29.3.31			
13	くいな橋駅駅前ビル屋根塗装他改修工事		6,426	28.03.28	28.03.29	一般	建築	技術監理課
			6,447		↓			
			5,825		28.07.15			
			5,844					
17	鞍馬口駅冷凍機更新工事		51,030	28.9.13	28.9.14	一般	設備	技術監理課
					↓			
			46,440		29.3.31			
18	北山駅湧水排水ポンプ更新工事		4,881	28.10.28	28.10.29	一般	設備	技術監理課
					↓			
			4,411		29.03.31			
19	京都駅コンコース改修工事(その3)(電気)		127,656	28.4.26	28.4.27	一般	設備	電気課
			133,164		↓			
			114,037		29.3.31			
			118,956					

別表 2 設計業務委託 (交通局)

注1 契約日は、平成29年3月31日現在までのものである。

注2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を、「随契」は随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	委 託 名	設 計	当初設計金額	契 約 方 法	履行期間	担 当 部 課
			最終変更金額		履行の開始日	
		契 約	当初契約金額		↓	
			最終変更金額		当初期限	
			単位(千円)		最終変更期限	
22	四条駅換気塔ビル耐震改修工事 実施設計業務委託		2,299	一般	24.9.29	技術監理課
			2,373		↓	
			2,100		25.3.29	
			2,163			

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ア) 積算について</p> <p>a 共通費の積算における有価物の取扱いについて、直接工事費及び純工事費で計上すべきところ、発生材処分費に計上していた。</p> <p>共通費については、積算基準等に従い、適正な積算を行われたい。</p> <p>【整理番号 3 (監理課) 113 (ポンプ施設事務所)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 5 月 14 日 (ポンプ施設事務所)、同年 5 月 23 日 (監理課) に所属長から技術職員に対し、指摘事項の周知と積算基準等に従い、適正な積算を行うよう指導するとともに、共通費の積算における有価物の取扱いについての課内研修を行った。また、「共通仮設費の区分」について照査者及び決裁者が必ず確認するよう指導した。</p> <p>さらに、上下水道局として、平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて、設計においては、積算基準に基づき、適正な積算を行うとともに、共通費の積算における有価物の取扱いについて十分留意するよう、同年 6 月 22 日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。</p> <p>今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、</p>

施工管理実務ワーキンググループを発足し，継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし，再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお，第1回積算実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月7日に，第1回積算実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>b 共通仮設費，現場管理費及び一般管理費が含まれる井戸調査，家屋調査等の調査業務費及び六価クロム溶出試験，土質試験費等の試験業務費の管理費区分が共通仮設費，現場管理費及び一般管理費の対象となっていた。</p> <p>共通仮設費等の積算に際しては，適切な管理費区分の設定を行われたい。</p> <p>【整理番号 6, 7 ((旧)地域事業課 (上水)) ※101, 102, 103, 104 (設計課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は，別表に記載の監査実施整理番号を示す。

- ※ 平成 28 年度末の整備完了に伴い，(旧)地域事業課 (上水) は業務を施設課 (上水) に引き継いだ。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け，平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに，同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については，同年 5 月 15 日 (施設課 (上水))，同年 5 月 21 日 (設計課) に所属長から技術職員に対し，指摘事項の周知と積算基準等に従い，適正な積算を行うよう指導するとともに，複数名によるチェックを徹底するよう指導した。加えて，チェック漏れが起こらないよう，設計書の点検チェックシートに項目を追加し，確認を行うようにした。また，課内会議等で指摘事項の内容説明を行い，適正な積算を行うよう周知徹底した。</p> <p>さらに，上下水道局として，平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに，同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において，監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて，設計においては，積算基準に基づき，適正な積算を行うとともに，共通仮設費等の積算に際しては，適切な管理費区分の設定を行うよう，同年 6 月 22 日付けで関係所属長に文書にて通知した。また，現在使用している点検チ</p>

チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回積算実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月7日に、第1回積算実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(イ) 植樹保険について</p> <p>植樹保険加入対象工事であるにもかかわらず、植樹保険に加入していなかった。</p> <p>受注者の植樹保険への加入義務の履行については、監督職員による確認を適正に行われたい。</p> <p>【整理番号 101 (設計課)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 5 月 21 日に所属長から技術職員に対し指摘事項を周知するとともに、改めて複数名による設計図書等の確認についての課内研修を行い、適正な履行確認を行うよう周知徹底した。また、監督職員に対しても、植樹保険への加入の履行確認等を漏れなく確実に実施するよう指導した。</p> <p>さらに、上下水道局として、平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて、植樹保険加入対象工事においては、植樹保険への加入に関する事項について、設計書等に明記するとともに、植樹保険への加入義務の履行について確認を徹底するよう、同年 6 月 22 日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図</p>

るよう文書にて通知した。

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月6日に、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(ウ) 専決権限について</p> <p>工期延期の決定において、専決権限のない者が決定者となっていた。 事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うようにされた。 い。</p> <p>【整理番号 115 (ポンプ施設事務所) 119 (伏見水環境保全センター)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 5 月 14 日 (ポンプ施設事務所)、同年 5 月 17 日 (伏見水環境保全センター) に所属長から技術職員に対し指摘事項の周知と事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定するよう指導した。また、専決規程について課内研修を行い、専決権限について周知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>さらに、上下水道局として、平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて、工期延期の決定においては、専決規定に基づき、事案ごとに専決者を確認し、権限を有する者が決定を行うよう、同年 6 月 22 日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。</p> <p>今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベル</p>

で定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月6日に、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 安全管理について</p> <p>a 建設工事公衆災害防止対策要綱によると「掘削の深さが 1.5 メートルを超える場合には、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、原則として、土留工を施すものとする。」と定められているが、背丈を超える掘削孔の中で作業員が作業を行っており、土留工等が行われていなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号 5, 6 ((旧)地域事業課 (上水)) ※¹17 (配水課) ※²112 (みなみ下水道管路管理センター)】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

※1 平成 28 年度末の整備完了に伴い、(旧)地域事業課 (上水) は業務を施設課 (上水) に引き継いだ。

※2 平成 30 年度の組織改正により、配水課は水道管路課に名称を変更した。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 5 月 15 日 (施設課 (上水))、同年 5 月 21 日 (みなみ下水道管路管理センター)、同年 5 月 22 日 (水道管路課) に所属長から施工業者に対し、今後このようなことがないよう報告の義務と安全管理の徹底を図るよう指示した。また、所属職員に対しても、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、的確な指導と監督を行うよう指導した。加えて、課内会議</p>

等で指摘事項の内容説明を行い、安全管理について周知徹底した。

さらに、上下水道局として、平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。

加えて、地盤の掘削作業においては、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、1.5 メートルを超える場合には、土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、原則として、土留工を施すとともに、施工業者に対する確な指導を行うよう同年 6 月 22 日付けで関係所属の所長に文書にて通知した。併せて、設計においても、建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、安全対策に十分配慮した設計とするよう文書で通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とする。また前回と同様の指摘であることからワーキンググループでは重点課題として採り上げ、再発防止を図るため実務者会議を年 3 回実施する。

なお、第 1 回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年 8 月 6 日に、第 1 回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年 8 月 8 日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 安全管理について</p> <p>b 労働安全衛生法に基づく「クレーン等安全規則」及び「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」によると「移動式クレーンに係る作業を行うときは、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所に労働者を立ち入らせてはならない。」と定められているが、クレーンを使用時に作業員が吊り荷の落下の危険範囲内で、直接自らの手により吊り荷の誘導作業を行っていた。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号 5（(旧)地域事業課（上水））^{※1}11（施設課）17（配水課）^{※2}104, 107, 108（下水道建設事務所）114（ポンプ施設事務所）120（伏見水環境保全センター）122（石田水環境保全センター）】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

※1 平成 28 年度末の整備完了に伴い、(旧)地域事業課（上水）は業務を施設課（上水）に引き継いだ。

※2 平成 30 年度の組織改正により、配水課は水道管路課に名称を変更した。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 4 月 10 日、11 日、12 日（下水道建設事務所）、同年 5 月 14 日（ポンプ施設事務所及び石田水環境保全センター）、同年 5 月 15 日（施設課）、同年 5 月 17 日（伏見水環境保全センター）、同年 5 月 23</p>

日（水道管路課）に所属長から施工業者に対し、今後このようなことが無いよう、定期開催する安全協議会等において介錯ロープや手かぎ棒による吊り荷の誘導及び作業員間での注意喚起や作業手順の周知等の安全管理の徹底を図るよう指導した。また、所属職員に対しても労働安全衛生法に基づき、的確な指導と監督を行うよう指示した。加えて、課内研修を行い、安全対策の徹底を図った。

さらに、上下水道局として、平成30年5月11日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年6月27日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。

加えて、移動式クレーンに係る作業を行うときは、「クレーン等安全規則」及び「土木工事安全施工技術指針（国土交通省）」に基づき、吊り荷の直下のほか、吊り荷の移動範囲内で、吊り荷の落下による危険のある場所に労働者を立ち入らせないよう施工業者に対し的確な指導を行う旨を、同年6月22日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月6日に、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 安全管理について</p> <p> c 改修作業において、作業員は、労働安全衛生法等により安全帽を着用のうえ作業を行う必要があるが、安全帽を着用していなかった。</p> <p> 工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p> 【整理番号 14（施設課） 118（鳥羽水環境保全センター水処理第2課） 119（伏見水環境保全センター）】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成30年1月12日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年3月29日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年5月15日（施設課）、同年5月17日（伏見水環境保全センター）、同年5月21日（鳥羽水環境保全センター水処理第2課）に所属長から施工業者に対し、今後このようなことがないよう安全管理の徹底を図ることを指導した。また、所属職員に対しても、労働安全衛生法等に基づき、的確な指導と監督を行うよう指導した。加えて、課内会議等で指摘事項の内容説明を行い、安全管理の徹底について周知徹底した。</p> <p>さらに、上下水道局として、平成30年5月11日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年6月27日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて、工事においては、労働災害を防止する観点から、安全帽の着用が徹底されるよう施工業者に対する的確な指導を行う旨を、同年6月22日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを</p>

徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月6日に、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 安全管理について</p> <p>d 高所作業時において、労働安全衛生法等により作業床の設置や安全帯の着用等の安全対策を行う必要があるが、こうした安全対策が行われていなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号 105（下水道建設事務所）】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 4 月 12 日に所属長から施工業者に対し、今後このようなことがないように、定期開催する安全協議会において高所作業時の作業床の使用、安全帯の着用及び作業員間での注意喚起や作業手順の周知等の安全管理の徹底を図るよう指導した。また、所属職員に対しても労働安全衛生法等に基づき、的確な指導と監督を行うよう指示した。</p> <p>さらに、上下水道局として、平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて、高所作業においては、労働災害を防止する観点から、作業床の設置や安全帯の着用が徹底されるよう施工業者に対する的確な指導を行う旨を、同年 6 月 22 日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。</p>

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月6日に、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>ア 工事</p> <p>(エ) 安全管理について</p> <p>e 特記仕様書において、外部足場の枠組足場は、手すり先行方式を採用すべき旨の記載があったが、同方式による足場の施工が行われていなかった。</p> <p>工事に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p style="text-align: center;">【整理番号 106（下水道建設事務所） 113（ポンプ施設事務所）】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 4 月 12 日（下水道建設事務所）、同年 5 月 14 日（ポンプ施設事務所）に所属長から施工業者に対し、今後このようなことがないように、定期開催する安全協議会において設計図書の内容熟知と安全管理の徹底について指導した。また、所属職員に対しても労働安全衛生法や設計図書の特記仕様書等に基づき、的確な指導と監督を行うよう指示した。</p> <p>さらに、上下水道局として、平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて、特記仕様書で義務付けている安全対策においては、施工計画書等により内容を確認するとともに、安全管理が徹底されるよう、同年 6 月 22 日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行う</p>

ことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月6日に、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

指 摘 事 項
<p>イ 工事管理業務委託</p> <p>(ア) 安全管理について</p> <p>屋根配筋検査において、工事監理者が安全帯を着用していなかった。同じく、上下水道局監督員も安全帯を着用していなかった。</p> <p>工事監理業務に伴う事故の発生を防止し、人の生命や身体を守るため、設計から施工に至るまで安全管理が徹底されるよう的確な指導を行われたい。</p> <p>【整理番号 29 ((旧)地域事業課 (上水)) ※】^(注)</p>

(注) 【 】内の整理番号は、別表に記載の監査実施整理番号を示す。

- ※ 平成 28 年度末の整備完了に伴い、(旧)地域事業課 (上水) は業務を施設課 (上水) に引き継いだ。

講 じ た 措 置
<p>監査の質問調査を受け、平成 30 年 1 月 12 日に公共工事の適正化を図る講習会を実施するとともに、同年 3 月 29 日に監査結果を関係所属に周知した。</p> <p>指摘を受けた内容については、同年 5 月 15 日に所属長から技術職員に対し、今後このようなことがないように、高所作業について正しく理解した上で安全管理の徹底を図るよう指導した。また、課内会議等で指摘事項の内容説明を行い、労働安全衛生法等に基づき的確な業者指導を行うよう周知徹底した。</p> <p>さらに、上下水道局として、平成 30 年 5 月 11 日に局内の工事等に関連する所属の課長補佐及び係長に対する伝達会議を実施するとともに、同年 6 月 27 日に局内の技術職員に対する研修において、監査結果と是正内容について周知徹底した。</p> <p>加えて、高所における検査においては、労働災害を防止する観点から、安全帯の着用が徹底されるよう、同年 5 月 22 日付けで関係所属長に文書にて通知した。また、現在使用している点検チェックシートに指摘を受けた内容を付加し、チェックシートを用いて工事等の確認を行うことを徹底し、今後の再発防止を図るよう文書にて通知した。</p>

今後の対応としては、局の技術連携推進部会に積算実務ワーキンググループ、施工管理実務ワーキンググループを発足し、継続的な対策として実務者レベルで定期監査の指摘事項を共有できる体制とし、再発防止を図るため実務者会議を年3回実施する。

なお、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（土木）は同年8月6日に、第1回施工管理実務ワーキンググループ会議（設備）は同年8月8日に開催した。

別表 1 工事（上下水道局） その1

注1 契約日は、平成29年3月31日現在までのものである。

注2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を、「随契」は随意契約を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設計	当初設計金額	当初 契約日	着工日	契約 方法	工種	担当部課
		請負	最終変更金額		↓			
			当初請負金額		当初工期			
			最終変更金額		最終変更工期			
単位(千円)								
3	きた下水道管路管理 センター 東部支所 改修工事		5,670	28.12.22	28.12.23	一般	建築	監理課
			5,799		↓			
			5,238		29.3.15			
			5,356		29.3.31			
5	京北中部地域水道 再整備(その24)工事		99,756	27.11.16	27.11.17	一般	設備	(旧)地域事業課 (上水)
			92,772		↓			
					28.12.28			
6	京北中部地域水道 再整備(その26)工事		99,988	27.11.9	27.11.10	一般	土木	(旧)地域事業課 (上水)
			112,098		↓			
			89,189		28.10.31			
			99,990		28.12.28			
7	細野簡易水道再整 備(その11)工事		158,906	26.12.15	26.12.16	一般	土木	(旧)地域事業課 (上水)
			193,537		↓			
			142,668		28.3.14			
			173,756		29.1.31			
11	新山科浄水場 中央 監視制御設備更新 工事		890,156	26.8.28	26.8.29	一般	設備	施設課
			892,724		↓			
			718,200		28.3.17			
			720,267		28.6.30			
14	松ヶ崎浄水場 本館 1階休養室修繕		1,857	28.12.22	28.12.23	一般	建築	施設課
			1,715		↓			
					29.3.15			
17	配水管布設替工事		267,970	26.7.8	26.7.9	一般	土木	配水課
			346,172		↓			
			238,896		28.3.15			
			308,612		28.10.31			

別表 3 工事監理業務委託 (上下水道局) その1

注1 契約日は,平成29年3月31日現在までのものである。

注2 契約方法欄の「一般」は,一般競争入札を示す。

監査 実施 整理 番号	委 託 名	設 計	当初設計金額	契 約 方 法	履 行 期 間	担 当 部 課
			最終変更金額		履 行 の 開 始 日	
		契 約	当初契約金額		↓	
			最終変更金額		当 初 期 限	
		単 位 (千 円)			最 終 変 更 期 限	
29	京北地域水道施工管理(その3)業務委託		2,030	一般	28.2.2	(旧)地域事業課(上 水)
					↓	
			1,944		28.10.31	

別表 5 工事（上下水道局）その2

注1 契約日は，平成29年9月30日現在までのものである。

注2 契約方法欄の「一般」は一般競争入札を，「随契」は随意契約を，「指名」は指名競争入札を示す。

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設 計	当初設計金額	当 初 契 約 日	着 工 日	契 約 方 法	工 種	担 当 部 課 等
			最終変更金額		↓			
		請 負	当初請負金額		当 初 工 期			
			最終変更金額		最 終 変 更 工 期			
		単位(千円)						
101	向島雨水調整池築 造公共下水道工事		661,522	27.12.25	27.12.26	一般	土木	設計課 下水道建設事務所
			690,288		↓			
			588,870		29.3.15			
			614,473		29.5.31			
102	朱雀1号分水人孔築 造公共下水道工事		123,496	27.9.28	27.9.29	一般	土木	設計課 下水道建設事務所
			163,688		↓			
			108,914		28.3.15			
			144,359		29.7.31			
103	経年管老朽化対策 (その12)公共下水 道工事		313,688	27.7.30	27.7.31	一般	土木	設計課 下水道建設事務所
			314,447		↓			
			279,738		28.3.30			
			280,414		28.6.30			
104	伏見3号・4号分流幹 線(その2)公共下水 道工事		772,477	27.7.24	27.7.25	一般	土木	設計課 下水道建設事務所
			826,148		↓			
			683,640		28.10.30			
			731,131		29.3.31			
105	砂川ポンプ場 危険 物貯蔵所新築工事		43,491	28.8.24	28.8.25	一般	建築	設計課 下水道建設事務所
			43,977		↓			
			39,017		29.3.15			
			39,452					
106	鳥羽水環境保全セン ター受電所電気棟新 築工事		114,629	27.10.23	27.10.24	一般	建築	設計課 下水道建設事務所
			152,665		↓			
			102,816		28.3.30			
			136,931		28.11.30			
107	伏見水環境保全セン ター3号送風機電気 設備工事		162,991	28.5.23	28.5.24	一般	設備	設計課 下水道建設事務所
					↓			
			154,440		29.3.31			

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設 計	当初設計金額	当 初 契 約 日	着 工 日	契 約 方 法	工 種	担 当 部 課 等	
			最終変更金額		↓				
		請 負	当初請負金額		当 初 工 期				
			最終変更金額		最 終 変 更 工 期				
		単 位 (千 円)							
108	鳥羽水環境保全センター10号ポンプ原動機設備工事		647,841	27.9.14	27.9.15	一般	設備	設計課 下水道建設事務所	
					↓				
			640,440		29.3.30				
112	公共下水道管布設工事		27,626	28.11.28	28.11.28	随契	土木	みなみ下水道管路管理センター	
					↓				
			27,540		29.3.15				
113	花園ポンプ場 ポンプ棟改修(その2)工事		4,876	27.12.22	27.12.23	一般	建築	ポンプ施設事務所	
			4,928		↓				
			4,329		28.7.15				
			4,374						
114	花園ポンプ場ポンプ機械設備更新工事		99,842	27.9.29	27.9.30	一般	設備	ポンプ施設事務所	
			129,711		↓				
			90,688		28.6.30				
			117,817						
115	住吉ポンプ場 管理棟改修工事		9,959	28.2.18	28.2.19	一般	建築	ポンプ施設事務所	
					↓				
			9,597		28.5.27				
118	鳥羽 第2管理棟改装工事		4,607	29.3.9	29.3.10	一般	建築	鳥羽水環境保全センター水処理第2課	
					↓				
			4,187		29.3.30				
					29.5.31				
119	伏見 場内環境整備工事		7,706	28.2.29	28.3.1	指名	建築	伏見水環境保全センター	
			7,881		↓				
			7,430		28.4.29				
			7,598		28.5.31				
120	伏見 サージタンクゲート更新工事		37,310	28.8.26	28.8.27	一般	設備	伏見水環境保全センター	
					↓				
			35,424		29.3.15				

監査 実施 整理 番号	工 事 名	設 計	当初設計金額	当 初 契 約 日	着 工 日	契 約 方 法	工 種	担 当 部 課 等	
			最終変更金額		↓				
		請 負	当初請負金額		当 初 工 期				
			最終変更金額		最 終 変 更 工 期				
		単 位 (千 円)							
122	石田 最終沈殿池(C系4号池)汚泥掻寄機更新工事		54,612	28.10.18	28.10.19	一 般	設 備	石田水環境保全センター	
					↓				
			48,816		29.3.15				

(監査事務局)